

その2（地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡）

債 権 譲 渡 承 諾 依 頼 書

年　月　日

会津若松市長様

甲　　譲渡人　住　所  
(受注者)

氏　名　　　　　　　　実印

乙　　譲受人　住　所  
(組合等)

氏　名　　　　　　　　実印

受注者（以下「甲」という。）が「貴市と甲との間で締結された　年　月　日  
付けの工事請負契約書」に基づき、貴市に対して有する下記の工事請負代金債権を、

（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、会津若松市工事請負契約  
約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう御依頼  
申し上げます。

乙においては、「会津若松市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領（平成20年3月18  
日決裁）」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資する  
とともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するもの  
とします。

なお、約款第41条に規定するかし担保責任は、甲に留保されることを申し添えます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第37条に規定する部分払を請求いたしません。

記

1 工事番号	
2 工事名	
3 工事場所	
4 契約日	年　月　日
5 工期	年　月　日　～　年　月　日
6 (1)請負代金額	金　円（ただし、変更契約により増減が生じた場合はその金額による。）
- (2)既受領額	金　円
(3)債権譲渡額	金　円（年　月　日現在見込額。ただし、契約変更によ り増減が生じた場合はその金額による。）

## 債 権 譲 渡 承 諾 書

年　月　日

(甲) 様

(乙) 様

会津若松市長

印

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、会津若松市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は約款第37条に規定する部分払を請求できないものとする。

### 記

1 謙渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、約款第31条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書6(1)及び(3)の金額は変更後の金額とする。

2 甲は、工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく乙に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて市長に債権譲渡通知書（第3号様式）に債権譲渡契約証書を添えて提出すること。

4 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

5 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。

6 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

確定日付印欄	承認番号